愛知県の「ボランティアの受入体制の整備と ネットワーク化の推進等に関する協定書(妙)」

ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定書(抄)

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な災害が発生した場合に、被災地住民の速やかな自立支援を 行うボランティア活動を効果的に援助するための前提となるボランティアの受け入れ体 制の整備とネットワーク化を推進するために、愛知県(以下「県」という。)がボランティア 団体又はボランティア支援団体(以下「協力団体」という。)に協力を求めるに当たって必要 な事項を定めるものとする。

(広域ボランティア支援本部の開設)

- 第2条 県は、大規模な災害が発生したときは、災害対策本部内に必要な資機材や場所を 確保して広域ボランティア支援本部(以下「支援本部」という。)を開設する。
- 2 県は、支援本部の開設に当たっては、ボランティアと被災地の住民等からの支援要請 との調整役となるボランティアコーディネーター(以下「コーディネーター」という。)の派 遣を協力団体に要請する。
- 3 協力団体は、前項の要請があった場合には、速やかにコーディネーターを派遣するよう努めるものとする。

(広域ボランティア支援本部の運営)

第3条 県は、支援本部の運営にあたっては、コーディネーターの自主性を尊重しなけれ ばならない。

(広域ボランティア支援本部の閉鎖)

- 第4条 コーディネーターは、ボランティアによる災害応急活動が概ね完了したときは、 支援本部の閉鎖について、県と協議するものとする。
- 2 コーディネーターは、支援本部が閉鎖されるときは、当該活動について、行政や社会 福祉協議会等の関係機関に円滑に引き継ぐよう努めるものとする。

(経費の負担)

第5条 県は、支援本部の設置及びコーディネーターがコーディネートを行うために必要 な経費を負担するものとする。

(平常時の協力活動)

- 第6条 協力団体は、平常時から県の実施する次の施策について協力するものとする。
- (1) 災害時のボランティア活動に関する講座、研修会等
- (2) 「防災とボランティアの日(1月17日)」及び「防災とボランティア週間(1月15日から21日まで)」に開催される啓発行事
- (3)その他ボランティアの受入体制の整備及びネットワーク化の推進等に関すること

(ボランティアの活動環境の整備等)

第7条 県及び協力団体は、ボランティアが活動しやすい環境づくりを進めるため、災害 時におけるボランティアの被害救済制度の充実のほか、自主的なボランティア活動の円 滑かつ効果的な実施のために必要な各種制度の整備に努めるものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度県及び協力団体が協議して定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成10年8月28日から適用する。

この協定の成立を証するため、関係者記名押印の上、各1通を保有する。

平成10年8月28日